

旧優生保護法補償金等支給法の 施行状況等について

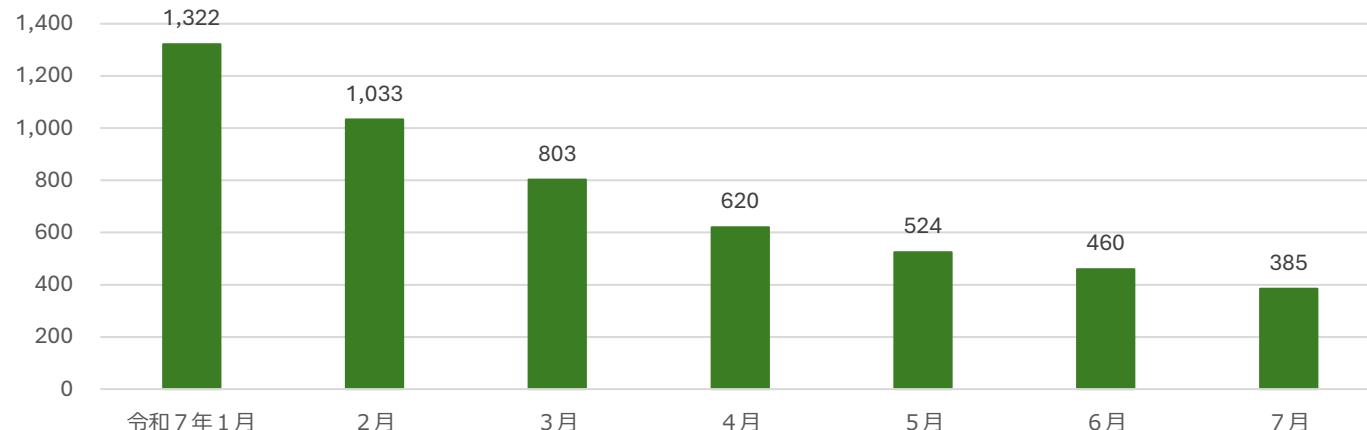
令和7年9月19日
こども家庭庁成育局母子保健課

旧優生保護法補償金等の相談・請求・認定の状況（令和7年7月末）

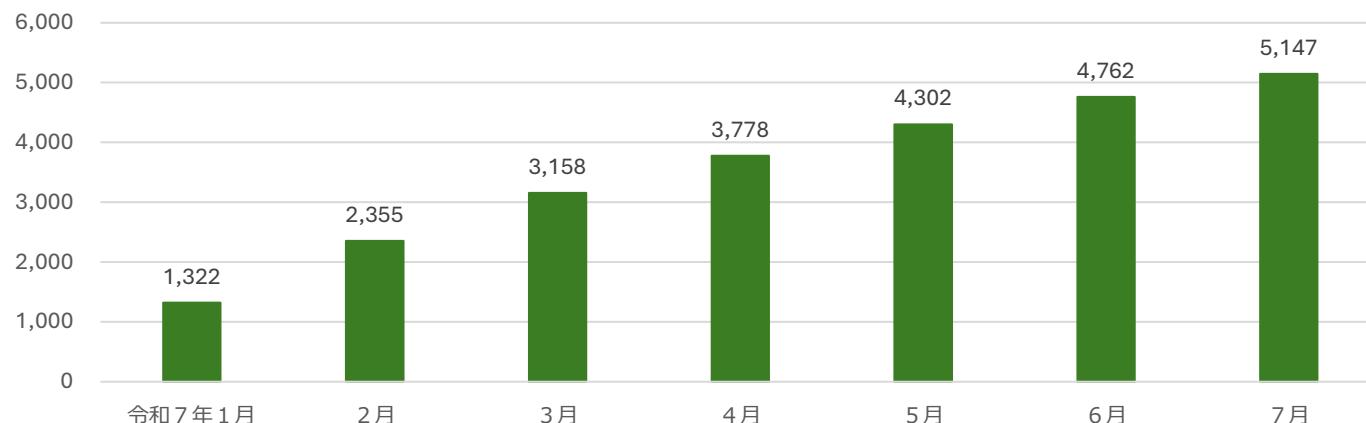
相談件数

- 法施行直後の1月は全国で1,322件の相談があったものの、月ごとに見ると減少傾向にあり、7月には385件となっている。
- 被害にあわれた全ての方に補償を届けるという観点から、一層の周知・広報が必要。

旧優生保護法補償金等の相談件数の推移



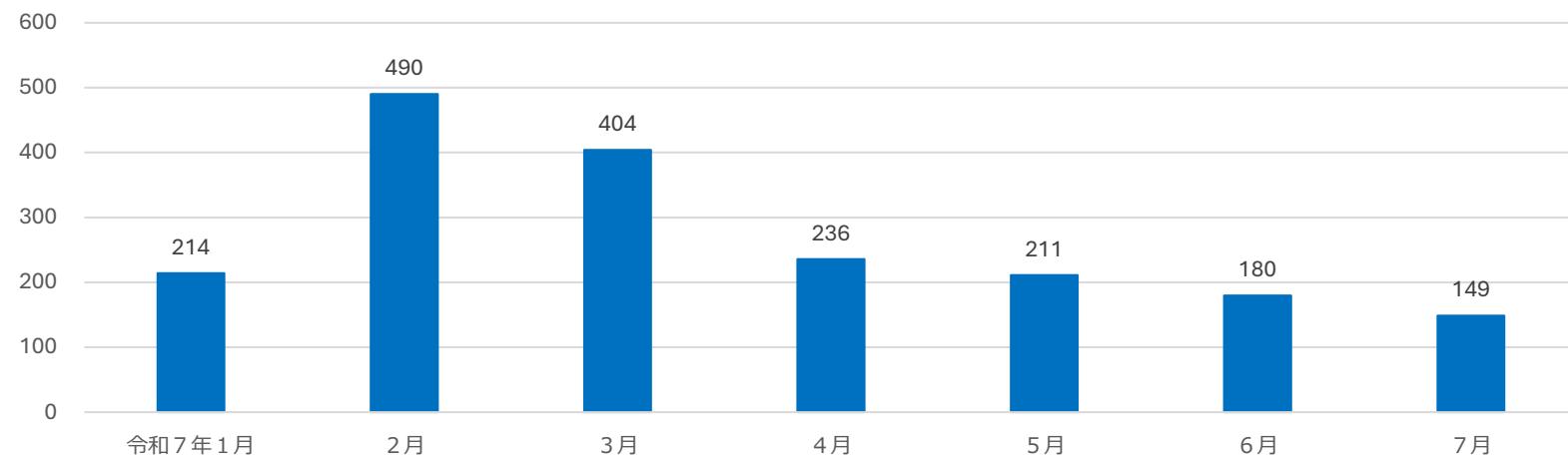
旧優生保護法補償金等の相談件数の推移（累計）



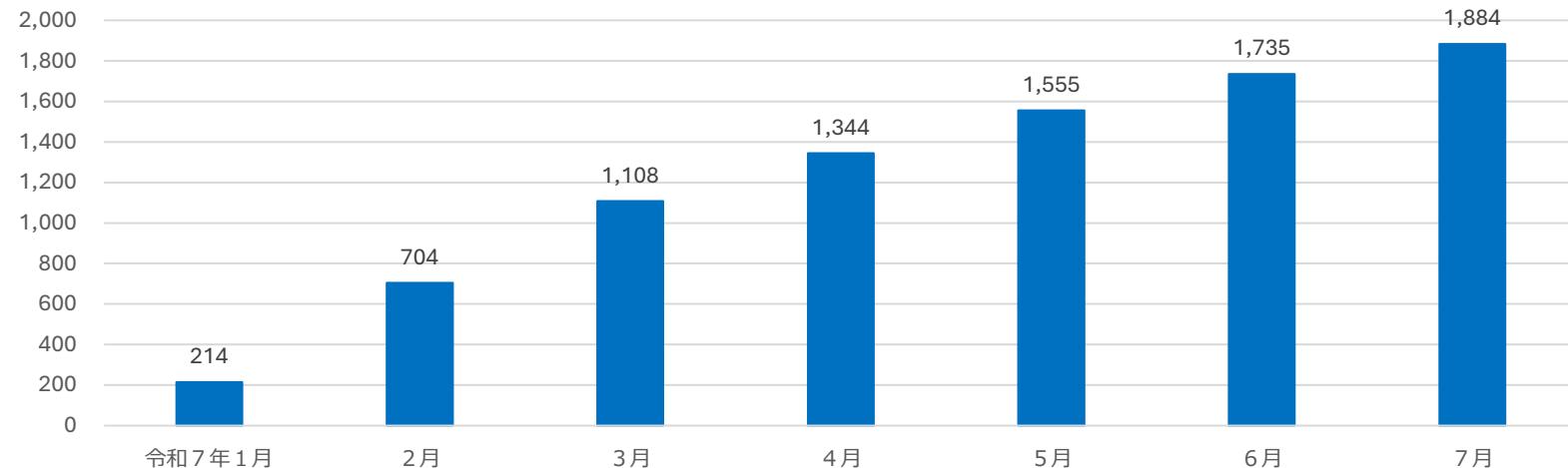
請求件数

- 2月が490件と一番多くの請求があったが、7月には149件となっている。
- 法施行直後に多く提出されていた、一時金既受給者の請求が少なくなってきたことに伴い、請求件数も減少傾向にあり、さらなる請求につなげるための取組が必要。

旧優生保護法補償金等の請求件数の推移



旧優生保護法補償金等の請求件数の推移（累計）



旧優生保護法補償金等 都道府県別 請求割合

既にお亡くなりになっている場合や、
現在居住している都道府県と手術を
受けた都道府県が異なる場合もある
ので、あくまでも参考値

都道府県	請求割合 (①÷②)	請求件数 (①)	手術件数 (②)
北海道	3.2%	103	3,224
青森県	2.9%	14	475
岩手県	1.3%	6	478
宮城県	9.3%	162	1,744
秋田県	7.8%	26	332
山形県	7.3%	46	630
福島県	6.9%	36	519
茨城県	26.5%	40	151
栃木県	1.8%	5	283
群馬県	7.0%	9	129
埼玉県	5.1%	23	452
千葉県	5.8%	15	259
東京都	7.8%	48	614
神奈川県	3.3%	20	602
新潟県	4.1%	17	416
富山県	2.3%	7	298
石川県	9.6%	21	219
福井県	7.6%	5	66
山梨県	4.0%	4	101
長野県	3.5%	20	570
岐阜県	3.8%	17	448
静岡県	1.8%	14	759
愛知県	4.2%	25	600
三重県	8.8%	14	159
滋賀県	3.4%	13	387
京都府	11.8%	18	152
大阪府	2.8%	35	1,234
兵庫県	5.8%	25	434
奈良県	8.6%	6	70
和歌山県	7.6%	10	131

都道府県	請求割合 (①÷②)	請求件数 (①)	手術件数 (②)
鳥取県	11.1%	7	63
島根県	3.0%	7	236
岡山県	2.1%	21	1,017
広島県	4.6%	21	457
山口県	6.6%	24	361
徳島県	4.2%	23	545
香川県	4.4%	14	319
愛媛県	1.9%	9	474
高知県	2.9%	7	242
福岡県	5.1%	25	487
佐賀県	5.6%	7	126
長崎県	12.5%	13	104
熊本県	3.9%	21	544
大分県	4.4%	33	746
宮崎県	2.2%	11	501
鹿児島県	2.0%	5	244
沖縄県	88.9%	16	18 (※)
こども家庭庁	—	161 (※※)	—
計	4.9%	1,229	24,993

① : 2025年1~7月の補償金等支給法に基づく補償金等（本人分及び本人の遺族分）の請求件数（2025年7月末時点）

② : 厚生省の優生保護統計等による優生手術実施件数（「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」（令和5年6月19日）より）

ただし、昭和27年及び28年は都道府県別の数値がないため都道府県ごとの件数には計上していない。

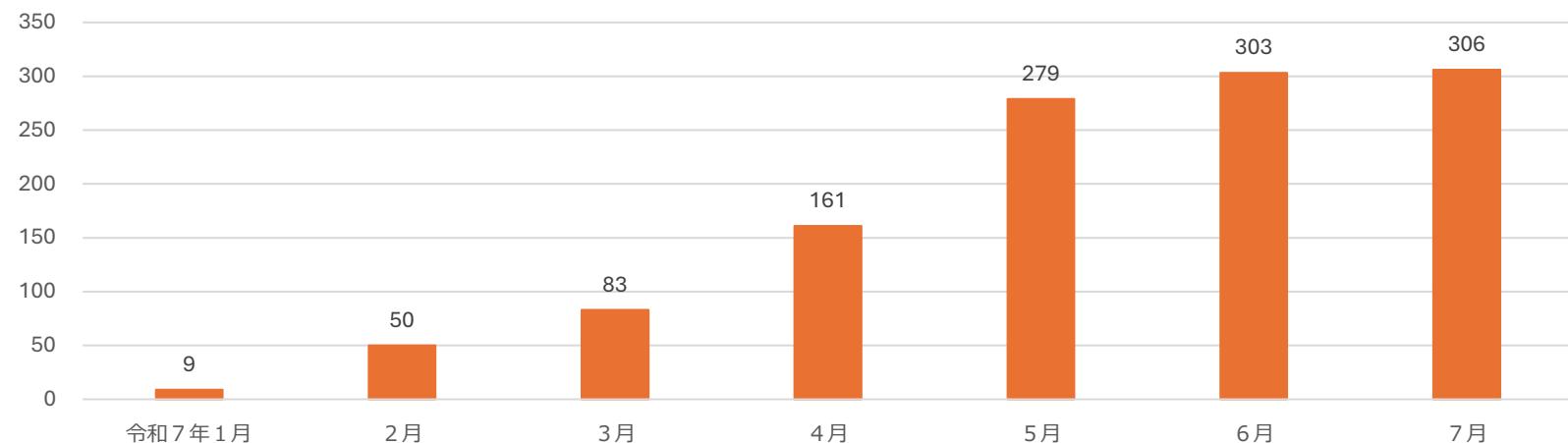
※ 沖縄県の手術件数は、昭和47年5月15日本土返還後の数値。

※※こども家庭庁の請求件数には、国立ハンセン病療養所に入所されている方の数を含んでおり、手術件数については各都道府県の数に含まれている。

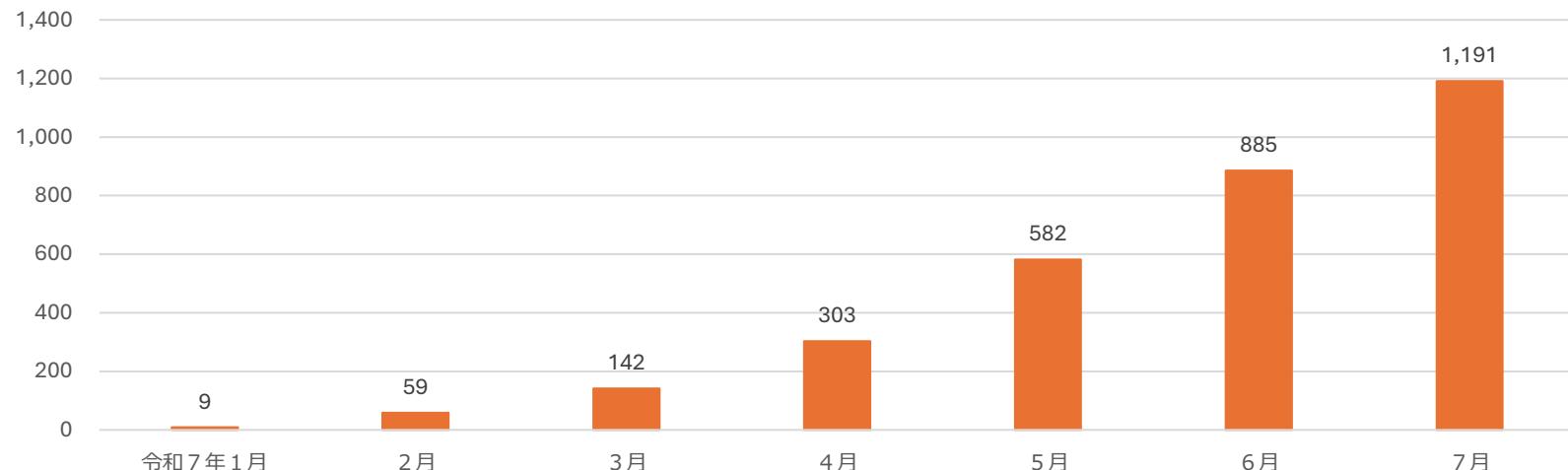
認定件数

- 7月の認定件数は306件となっており、累計では1,191件となっている。
- 補償金等の支給対象者であることが明らかな場合以外は、月1回程度開催する、補償金・優生手術等一時金認定審査部会と人工妊娠中絶一時金認定審査部会の審査結果に基づき、認定手続き等を進めている。

旧優生保護法補償金等の認定件数の推移



旧優生保護法補償金等の認定件数の推移（累計）



旧優生保護法補償金等認定審査会の開催状況

- 優生手術と人工妊娠中絶で、審査の場を分けることとし、「旧優生保護法補償金等認定審査会」の下に2つの部会を設置（「補償金・優生手術等一時金認定審査部会」及び「人工妊娠中絶一時金認定審査部会」）
- 各部会は月1回程度開催し、審査を実施
- 内閣総理大臣は、旧優生保護法補償金等認定審査会の審査の結果に基づき認定を行う



※審査件数及び認定件数の一部には、一時金支給法による一時金の件数を含む

※審査件数には、認定件数、不認定件数、保留件数を含む

内閣総理大臣

◆内閣総理大臣は、補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金(以下「補償金等」という。)の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金等を支給する(法第5条第1項、第12条第1項及び第17条第1項)。

① 補償金等の支給対象者であることが明らかな場合

- (例)・優生手術を受けたことを直接証する資料がある場合。
 ・旧優生保護法に基づく都道府県優生保護審査会による審査の結果「適」とされたことが分かる資料があり、かつ、当該請求者が優生手術を受けたことが分かる資料(医療機関に保存されているカルテ等)がある場合。
 ・既に一時金支給法で一時金の認定を受けて受給している者が、補償金の請求をする場合。

認定

② ①以外の場合、内閣総理大臣は認定審査会に審査を求めなければならない(法第9条第1項～第3項)。

認定

審査依頼

結果通知

内閣総理大臣は、認定審査会の審査の結果に基づき認定を行う
(法第9条第8項)

認定審査会

◆認定審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行う(法第9条第7項)。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律案〔仮称〕 骨子素案」 (抄)

(令和6年9月18日 優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟とりまとめ)

第二 補償金等の支給等

- 一 補償金の支給等
- 3 補償金に係る認定等

* 認定基準は、一時金支給法に基づいて行われている、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給と同様に、「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」を基準とする。

事務連絡
令和7年1月29日

別記団体 御中

こども家庭庁成育局母子保健課

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」に係る診断書記載の手引きの送付について

平素よりこども家庭行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等については、「「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行について（協力依頼）」（令和7年1月17日付けこども家庭庁成育局母子保健課長通知）により、診断書の作成を依頼しているところです。

今般、「医師のみなさまへのお願い」として、診断書記載の手引きを作成致しました。引き続き、診断書の作成に御理解、御協力をいただきますとともに、各医療機関等に対し周知していただきますようよろしくお願いします。

別添：診断書記載の手引き

参考：旧優生保護法補償金等に係る特設ホームページ（こども家庭庁ホームページ）

<https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin/apply>

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本産婦人科医会
公益社団法人 日本精神神経科診療所協会
一般社団法人 日本泌尿器科学会
公益社団法人 日本産科婦人科学会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
公益社団法人 日本精神神経科学会

【別添】診断書記載の手引き

医師のみなさまへのお願い

～旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書の作成に当たって～

(1) 「旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書」について

- 「旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書」は、請求者が当該手術を受けたことを証明する診断書ではなく、生殖を不能にする手術もしくは放射線照射を受けたことによるものである可能性がある所見が現存しているかどうか（主には当時の手術痕が残っているかどうか）を主に問診及び視診で医師に客観的に確認していただき、記載して頂くものです。
- この診断書は、こども家庭庁に設置される「旧優生保護法補償金等認定審査会」が、支給認定の判断をする際に参考とする資料であり、これをもって、請求者が、優生手術を受けたこと（もしくは受けていないこと）を確定するものではありません。
- したがって、手術痕が無い場合は無い旨をご記載いただき、手術痕の存在が確認できる場合は、当該手術痕が優生手術によるものかどうか判断がつかない場合であっても、現認できる手術痕について記載した上で、備考欄に、何の手術によるものか判断ができない旨を記載してください。
例えば、放射線照射を受けた場合や、帝王切開等とあわせて優生手術を受けた場合などもあることから、手術痕が無い、又は、はっきりと確認できないことだけをもって、不認定となるものではありません。
- また、上記のとおり、診断書は現在手術痕が残っているか等を記載するもので、当時、優生手術を行った医療機関が記載することを想定しているものではなく、請求者にとって利便のよい医療機関で作成頂くことを想定しています。
- この診断書は、優生手術等を実施した記録が残っていない場合には、補償金・優生手術等一時金支給認定に当たっての重要な資料となるため、請求者には可能な限り提出をお願いしています。医師のみなさまにおかれでは、診断書の作成につき、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

(裏面に続く)

こども家庭庁

【診断書記載の手引き】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f6960fd-6d21-47fa-ac71-a095e536e1f9/ec0bd51d/20250129_kyuyusei-hoshokin_apply_10.pdf

また、補償金・優生手術等一時金を請求される方の多くが、疾病や障害を抱えた方であることが想定されるとともに、受診することに心理的ストレスを感じる方もおられることを前提に、プライバシーの確保や請求者の気持ちに寄り添った対応など特段の配慮をお願いいたします。

- なお、この診断書の作成を行った場合の診断書作成料及び診断料は、各医療機関において通常診断書の作成の際に支払いを求める費用により徴収いただくことを想定しています。

※ 診断書の作成に関しては、こども家庭庁から、支給認定後に請求者に対し、診断料及び診断書作成料が支払われます。

支払われる費用の上限は、規則により、診断料は診療報酬点数表における初診料の所定点数相当額（令和6年6月1日時点で2,910円。診療報酬改定により変動あり。）、診断書作成料は5,000円とされています。

(2) 診断書の記載事項について

1. 請求者情報

補償金・優生手術等一時金を請求される方（診断の対象となる方）の氏名・性別・生年月日・住所をご記載ください。

2. 既往歴、3. 自覚症状欄

基本的には、通常の診療と同様に、特に限定することなく既往歴・自覚症状をご記載ください。また、手術痕を診察する際に、手術痕に係る既往歴や自覚症状があるようであれば、ご記載ください。

4. 手術痕

- 手術痕が認められる場合、手術痕の位置や長さについてご記載ください。
手術痕はあるが、優生手術による所見かどうかわからない場合は、**5. 備考欄**に何の手術によるものか判断ができない旨をご記載ください。
- 手術痕が無い場合は、無い旨をご記載ください。

5. 備考欄

上記のほか、付記すべき事項等がある場合、備考欄にご記載ください。

参考 4

(様式 2)

(様式 3)

旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給請求に係る診断書

1. 請求者情報

ふりがな 請求者 氏名	性別 男・女	生年月日 (大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日
請求者 住所	〒 一 都・道 府・県	

2. 既往歴

(有 ・ 無)

3. 自覚症状

(有 ・ 無)

4. 手術痕

	男性	女性
手術痕の位置 (図示)		
位置や長さ	(位置) (長さ)	(位置) (長さ)

5. 備考欄

※記入欄に書き切れない場合は、別紙にご記入いただき、添付してください。

医療機関名

記載日時 年 月 日

住所

担当医師

【診断書の様式】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f6960fd-6d21-47fa-ac71-a095e536e1f9/7f6ca22c/20250117_kyuyusei-hoshokin_apply_07.pdf

旧優生保護法補償金・一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書

内閣総理大臣 殿 年 月 日
下記のとおり、旧優生保護法補償金・一時金支給請求に関する診断書作成料及び診断料の支給を受けたいので、申請します。

1. 請求者の情報

※請求書の「1. 請求者の情報」と同一の場合は、右のチェック欄に✓してください。

ふりがな 氏名	性別 男・女	生年月日 (大正・昭和・平成・西暦) 年 月 日
住所	〒 一 都・道 府・県	
(電話番号) ()		

2. 請求額の情報

診断書作成料として、「3. 領収書欄」に記載がある額（その額が5,000円を超える場合は5,000円）について、支給を請求します。また、診断料として、「3. 領収書欄」に記載がある額（その額の上限は健康保険の診療方針及び診療報酬の例によります）について、支給を申請します。

※ よろしければ、右のチェック欄に✓してください。

※※ 診断料は診療報酬点数表における初診料の所定点数相当額（令和6年6月1日時点の診療報酬点数表では2,910円。診療報酬改定により変動しますのでご留意ください。）まで公費負担の対象となります。

※※※ 补償金・一時金支給が認定されれば、これらとあわせて、請求書に記載の口座に振り込まれます。

3. 領収書欄（医療機関において記載してください）

領収書	
診断書作成料	金 円
診 断 料	金 円
年 月 日	医療機関名
代表者氏名	

※診断料は、医療保険適用外の問診等を行った場合にのみ記載してください。

周知・広報の取組について

旧優生保護法補償金等の情報入手方法に関するアンケート結果

- 旧優生保護法補償金等の請求者がどのように情報を入手したかについて、都道府県の窓口に来訪した請求者にアンケートの協力を依頼。
- 毎月、アンケートの結果を都道府県からこども家庭庁へ報告。

(単位:回答数)

	テレビ	新聞	ラジオ	インターネット (ニュース サイト等)	公共交通機関	厚生労働省 こども家庭庁 都道府県の ホームページ	政府広報	都道府県 市町村の 広報誌	自治体から のお知らせ	障害者支援 団体	施設・病院	その他	計
令和元年度	18	15	1	2		0	0	3	3	2	4	4	52
令和2年度	4	10	3	1		2	0	2	4	0	14	2	42
令和3年度	5	4	2	1		3	9	26	2	1	7	0	60
令和4年度	4	4	0	0		0	1	10	3	1	1	3	27
令和5年度	2	2	0	1		0	1	22	3	1	7	0	39
令和6年度	18	19	0	2		2	0	9	5	1	5	2	63
令和7年度	3	4	0	1	1	1	0	0	2	1	2	3	18
計	54	58	6	8	1	8	11	72	22	7	40	14	301

R7.8.31現在

※ 複数回答あり。

※ 令和元年度は7月29日～3月31日の回答。

※ 令和7年8月以降、「公共交通機関」等の選択肢を追加。

政府広報 新聞突出し広告

○令和7年9月9日（火）～9月14日（日）の間、全国73紙（全国紙5紙・ブロック紙3紙・地方紙65紙）の1面、2面または社会面に突出し広告を掲載



政府広報|こども家庭庁

**旧優生保護法により、
病気や障害を理由に、
子どもができなくなる
手術・妊娠を続けられ
なくする処置などを
受けた方とご家族は、補償金
などを受け取ることができます。**

思い当たる方は、
**お住まいの都道府県の
相談窓口にご相談ください。**

詳しくはこちら



9月9日

北海道新聞、東京・中日新聞、西日本新聞

9月12日

釧路新聞、十勝毎日新聞、苫小牧民報、室蘭民報、函館新聞、東奥日報、陸奥新報、デーリー東北、秋田魁新報、北羽新報、岩手日報、岩手日日、山形新聞、庄内日報、河北新報、福島民報、福島民友、上毛新聞、千葉日報、茨城新聞、下野新聞、神奈川新聞、埼玉新聞、新潟日報、北日本新聞、北國・富山新聞、福井新聞、日刊県民福井、信濃毎日新聞、長野日報、南信州新聞、山梨日日新聞、静岡新聞、岐阜新聞、東愛知新聞、市民タイムス、中部経済新聞、奈良新聞、京都新聞、神戸新聞、伊勢新聞、紀伊民報、山陽新聞、中國新聞、日本海新聞、山陰中央新報、島根日日新聞、山口新聞、宇部日報、四國新聞、愛媛新聞、徳島新聞、高知新聞、長崎新聞、大分合同新聞、佐賀新聞、熊本日日新聞、宮崎日日新聞、南日本新聞、夕刊デイリー、琉球新報、沖縄タイムス、南海日日新聞、八重山毎日新聞、宮古毎日新聞

9月13日

朝日新聞、毎日新聞、産経新聞

9月14日

読売新聞、日本経済新聞

1 基本的な考え方

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者（以下「支給対象者」という。）の多くが疾病や障害を抱えた方であることが想定され、また、請求者にとっては、当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定されます。このため、請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮をお願いいたします。

また、周知・広報や相談支援等の実施に当たっては、旧優生保護法に係る対応部局のみならず、障害保健福祉部局や医療関係部局などにも密接に関係しますので、各都道府県におかれましては、それぞれの庁内関係部局間で連携いただきながら、丁寧な対応をお願いいたします。

2 周知・広報

周知・広報については、各都道府県において、管内の市町村とも連携していただき、自治体広報誌など地域の広報媒体等を通じて積極的にご対応いただきますよう、お願いします。特に、支給対象者の中には、障害福祉サービス等の行政サービスを利用している者も多いと想定されることから、管内の各市区町村にて、例えば以下のような機会等にポスター・リーフレットの配布を行っていただけるよう周知していただくとともに、必要に応じて、都道府県に設置された旧優生保護法補償金等支給担当窓口への案内等を行っていただきますようお願いします。

また、周知にあたって、都道府県が、既に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になり得る旨を当該支給対象者に個別に通知することについては、「旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金の既受給者に対する個別通知の実施等について（協力依頼）」（令和6年12月27日付けこ成母第783号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）、「「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等について」（令和7年1月14日付けこ成母第21-1号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）及び「「各都道府県における個別通知の先行事例集」の周知について」（令和7年1月15日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）を踏まえた対応を行っていただきますよう、お願いいたします。

＜施設関係＞

- ・管内の関係施設（医療機関、障害者支援施設、老人福祉施設、救護施設等）を通じた周知広報（ポスター・リーフレットの配布等）等

2 周知・広報（続き）

＜障害福祉関係＞

- ・療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新の手続等の機会を捉えた案内
- ・各種障害福祉サービスの利用手続等の機会を捉えた案内

等

＜介護関係＞

- ・要介護認定の申請手続等の機会を捉えた案内
- ・介護支援専門員が介護サービス受給者を訪問する機会を捉えた案内
- ・介護サービス事業者へのポスター・リーフレットの配布

等

＜社会・援護関係＞

- ・生活保護受給者が福祉事務所に来所した際や、福祉事務所の職員が生活保護受給世帯を訪問する機会を捉えた案内
- ・生活に困窮する方が相談窓口（自立相談支援機関）に来所した際の案内
- ・成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口等に来所した際の案内や社会福祉協議会等が運営する権利擁護センター等へのポスター・リーフレットの配布

等

3 相談支援

法第24条第2項において、国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援、補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとされており、同条第3項においては、その際、支給対象者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされています。このため、都道府県において、請求者が相談・請求をしやすい体制の整備をお願いします。

その際、例えば、請求者が安心して相談できるよう、

- ・補償金等についての専用相談ダイヤルや庁内の専用窓口の設置
- ・プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・弁護士会、医療関係者、障害者支援団体等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられますので、積極的な対応をお願いします。

※こども家庭庁旧優生保護法補償金等に係る特設ホームページに通知掲載

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c0ba4960-afae-47db-a780-fe36f896616c/5ffb8198/20250120_kyuyusei-hoshokin_law_21.pdf

旧優生保護法による 優生手術・人工妊娠中絶などを 受けた方とご家族へ

対象となる方に補償金等を支給します。

国会及び政府は、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定の障害や疾病のある方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに關し、日本国憲法に違反する立法行為を行い、執行し優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的に係る施策を推進してきたことにつきまして、深刻にその責任を認め深く謝罪いたします。また、これらの方々が人工妊娠中絶を強いられたことにつきましても、深く謝罪いたします。

補償金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人及びその配偶者
(死亡している場合はその遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、曾孫又は甥姪))

支給額: 本人 1500万円 配偶者 500万円※事実婚などを含む

優生手術等一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく
優生手術等を受けた
本人で生存している方

支給額: 320万円

※上記の補償金を受給した場合も支給する

人工妊娠中絶一時金の支給

対象: 旧優生保護法に基づく
人工妊娠中絶等を受けた
本人で生存している方

支給額: 200万円

※左記の優生手術等一時金を受給した場合には支給しない

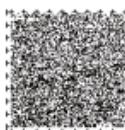
【請求期限】令和12年1月16日

お問い合わせ先

具体的な補償金等の請求や相談に關することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。
ご希望があれば請求手続きを弁護士が無料でサポートします。
各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。

こども家庭庁

手話字幕動画は裏面に記載した特設サイトからご覧になれます。
このマークは、視覚に頼りない方などが使う音声コード(Uni-Voiceコード)です。



【ポスター、リーフレット、リーフレット(わかりやすい版)】

<https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin#5>

都道府県 受付・相談窓口 一覧

令和7年6月1日現在

都道府県	窓口	電話・FAX
1 北海道	旧優生保護法による相談支援センター	電話 010-031-711 FAX 011-232-4240 kyoiku_kodansei@pref.hokkaido.lg.jp
2 青森県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 017-734-9056 (青森) FAX 017-734-8001 kyoiku_hoshokin-sodan@pref.aomori.lg.jp
3 岩手県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 019-434-4015 (青森) FAX 019-529-5464 kyoiku0107@pref.iwate.lg.jp
4 富山県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 022-211-2222 (富山) FAX 022-211-2599 kassidatei@pref.miyagi.lg.jp
5 新潟県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 018-862-1431 (新潟) FAX 018-862-1821 kassidatei@pref.niigata.lg.jp
6 山形県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 023-630-2459 (山形) FAX 023-625-4204 kyoiku@pref.yamagata.lg.jp
7 鳥取県	旧優生保護法による相談窓口	電話 080-521-8294 (鳥取) FAX 080-521-7747 kassidatei@pref.tottori.lg.jp
8 茨城県	旧優生保護法補償金、一時金受付・相談窓口	電話 029-301-3270 (茨城) FAX 029-301-3264 kyoiku@pref.ibaraki.lg.jp
9 埼玉県	旧優生保護法受付窓口	電話 024-423-3064 FAX 024-423-3070 kassidatei@pref.saitama.lg.jp
10 千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 027-226-2400 FAX 027-226-2109 kyoiku@pref.chiba.lg.jp
11 神奈川	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 048-831-2777 (神奈川) FAX 048-830-4800 k1570-12@pref.kanagawa.lg.jp
12 千葉県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 043-223-4501 (神奈川) FAX 043-224-4085 https://www.pref.chiba.lg.jp/kk/kk05/kyoiku/sosai.html
13 奈良県	旧優生保護法による相談窓口	電話 06-632-0250 (奈良) FAX 06-538-1405 k1510-221@pref.nara.lg.jp
14 三重県	旧優生保護法による相談窓口	電話 06-663-0250 (三重) FAX 06-285-0216 FAX 06-210-8660 https://www.pref.mie.lg.jp/kyoiku/sosai.html
15 滋賀県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 028-580-5933 (滋賀) FAX 028-285-8757 kyoiku0424@pref.shiga.lg.jp
16 香川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 080-444-3525 (香川) FAX 080-444-3493 kyoiku@pref.kagawa.lg.jp
17 石川県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 076-215-1495 (石川) FAX 076-225-1323 kassidatei@pref.ishikawa.lg.jp
18 福井県	旧優生保護法による相談窓口	電話 076-20-8286 (福井) FAX 076-20-8286 kassidatei@pref.fukui.lg.jp
19 長崎県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 050-222-1242 (長崎) FAX 050-222-1347 kassidatei@pref.nagasaki.lg.jp
20 鹿児島県	旧優生保護法補償金等受付・相談窓口	電話 090-235-73-1475 (鹿児島) FAX 090-235-73-1770 kyoiku@pref.okinawa.lg.jp
21 熊本県	旧優生保護法による相談窓口	電話 090-272-528-5514 (熊本) FAX 090-272-528-5514 kassidatei@pref.kyushu.lg.jp
22 鹿児島県	旧優生保護法による相談窓口	電話 090-221-3157 (鹿児島) FAX 090-221-3152 kassidatei@pref.kyushu.lg.jp
23 宮崎県	旧優生保護法による相談窓口	電話 092-954-8009 (宮崎) FAX 092-954-7490 kassidatei@pref.kyushu.lg.jp
24 三重県	旧優生保護法による相談窓口	電話 059-224-2265 (三重) FAX 059-224-2270 kassidatei@pref.mie.lg.jp
25 鹿児島県	旧優生保護法による相談窓口	電話 077-526-5367 FAX 077-526-4918 kassidatei@pref.kyushu.lg.jp
26 京都府	旧優生保護法による相談窓口	電話 075-451-7100 (京都) FAX 075-414-4792 kassidatei@pref.kyoto.lg.jp
27 大阪府	旧優生保護法による相談窓口	電話 06-654-8196 (大阪) FAX 06-651-6416 kassidatei@pref.osaka.lg.jp
28 岐阜県	旧優生保護法による相談窓口	電話 070-362-34-39 (岐阜) FAX 070-362-34-39 kassidatei@pref.gifu.lg.jp
29 香川県	旧優生保護法による相談窓口	電話 0742-27-8641 (香川) FAX 0742-27-8641 kassidatei@pref.kagawa.lg.jp
30 和歌山県	旧優生保護法による相談窓口	電話 073-441-2457 FAX 073-418-2325 kassidatei@pref.wakayama.lg.jp
31 香川県	旧優生保護法による相談窓口	電話 087-26-7146 (香川) FAX 087-26-7146 kassidatei@pref.kagawa.lg.jp
32 岐阜県	旧優生保護法による相談窓口	電話 0120-012974 (岐阜) 0852-22-6625 (岐阜) FAX 0852-22-6328 kassidatei@pref.gifu.lg.jp
33 三重県	旧優生保護法による相談窓口	電話 080-226-7873 (三重) FAX 080-226-7873 kassidatei@pref.kyoto.lg.jp
34 広島県	旧優生保護法による相談窓口	電話 082-227-1040 (広島) FAX 082-502-3674 kassidatei@pref.hiroshima.lg.jp
35 山口県	旧優生保護法による相談窓口	電話 083-933-2046 (山口) FAX 083-933-2793 kassidatei@pref.yamaguchi.lg.jp
36 徳島県	旧優生保護法による相談窓口	電話 080-621-2300 (徳島) 080-621-2843 kassidatei@pref.tokushima.lg.jp
37 香川県	旧優生保護法による相談窓口	電話 087-832-3105 (香川) FAX 087-806-0207 kassidatei@pref.kagawa.lg.jp
38 鹿児島県	旧優生保護法による相談窓口	電話 099-912-2405 (鹿児島) 080-520-9600 FAX 099-912-2399 kassidatei@pref.kyushu.lg.jp
39 鹿児島県	旧優生保護法による相談窓口	電話 098-622-9727 (鹿児島) FAX 098-622-9453 kassidatei@pref.kyushu.lg.jp
40 福岡県	旧優生保護法による相談窓口	電話 092-632-5175 (福岡) FAX 092-641-3268 kassidatei@pref.fukuoka.lg.jp
41 長崎県	旧優生保護法による相談窓口	電話 0120-525-856 (長崎) FAX 095-23-7300 kassidatei@pref.nagasaki.lg.jp
42 鹿児島県	旧優生保護法による相談窓口	電話 095-895-2446 (鹿児島) FAX 095-821-6470 kassidatei@pref.nagasaki.lg.jp
43 新潟県	旧優生保護法による相談窓口	電話 066-233-2352 (新潟) FAX 066-103-1427 kassidatei@pref.niigata.lg.jp
44 大分県	旧優生保護法による相談窓口	電話 097-506-2760 (大分) FAX 097-506-1735 kassidatei@pref.oita.lg.jp
45 鹿児島県	旧優生保護法による相談窓口	電話 098-28-9219 (鹿児島) FAX 098-28-7311 kassidatei@pref.kagoshima.lg.jp
46 鹿児島県	旧優生保護法による相談窓口	電話 098-286-3374 (鹿児島) FAX 098-286-5561 kassidatei@pref.kagoshima.lg.jp
47 沖縄県	ことども家庭庭旧優生保護法補償金等相談窓口	電話 098-866-2457 FAX 098-866-2453 kyoiku03225@pref.okinawa.lg.jp

こども家庭庭旧優生保護法補償金等相談窓口

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2573

メールアドレス kodomokatei.hoshokin@cfa.go.jp

受付時間 10:00~17:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

※窓口に関する詳しいは、旧優生保護法補償金等
特設サイトや各都道府県のホームページなどを
ご確認下さい。

旧優生保護法補償金等特設サイト

(手話字幕動画をご覧になれます。)



参考 7 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の施行を踏まえた、医療機関、障害者施設等における旧優生保護法に関連した資料の保全について（依頼）〈抜粋〉
(令和7年1月17日付けこども家庭庁成育局母子保健課長等連名通知)

1 旧優生保護法に関連した資料の保存について

旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で別記施設及び機関が保有している旧優生保護法に関連した資料や記録（以下「関連資料」という。）について、保存期限を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続すること。

なお、法においては、新たに、旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方を対象に人工妊娠中絶一時金を支給することとしているため、旧優生保護法下において同法に基づき実施された人工妊娠中絶に関する資料や記録についても、関連資料に含まれるため、保存期間を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続すること。

2 医療機関・福祉施設が統廃合する場合における関連資料の保存について

（1）医療機関・福祉施設が統合される場合

承継先の施設において、適切に関連資料を保存すること。

なお、この場合の承継先の医療機関・福祉施設への関連資料の提供については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第27条第5項第2号の「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」であり、承継先の医療機関・福祉施設は第三者に該当しないことから、本人の同意がなくても提供が可能であること。

（2）医療機関・福祉施設が廃止される場合（承継先が存在しない場合）

医療機関・福祉施設が廃止された時点の管理者において関連資料を保存することが適当であるが、廃止時点において、管理者が不在の場合は、補償金等の請求者に係る調査を実施することになる都道府県において関連資料を保存すること。

なお、都道府県が関連資料を保存する場合、その保存に要する費用（鍵付き保管庫の購入費等）であって、旧優生保護法補償金等支給等業務事務取扱交付金の対象経費に該当するものについては同交付金により交付するものであること。

特に、「医療機関・福祉施設における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査について（依頼）」（平成30年7月13日付け子発0713第2号）において、優生手術に関する個人記録が「ある」又は「ある可能性がある」と回答した医療機関・福祉施設が、市に廃止の届出を出した場合には、当該施設に対して、当該施設の属する都道府県に関連資料の保存について相談するよう促すなど、留意して対応いただきたいこと。

なお、当該施設の属する都道府県から当該施設の属する市に関連資料の保存を委託すること等を妨げるものではなく、この場合の委託に要する費用であって、旧優生保護法補償金等支給等業務事務取扱交付金の対象経費に該当するものについては、同交付金により都道府県へ交付するものであること。

（3）その他の留意事項

保存に当たっては、患者の秘密が守られ、紛失が防止されるような方法によるべきであること。また、保存に当たっては、これらの関連資料が、法第7条（法第14条及び法第19条において準用する場合を含む。）の都道府県知事等による調査等の事務において必要となる可能性があることに留意すること。

別記 保全措置対象施設及び機関

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する母子生活支援施設
- 児童福祉法第41条に規定する児童養護施設
- 児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設
- 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設
- 児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設
- 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
※歯科医業を行うもの（医業と併せて行うものを除く。）を除く。
- 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項各号の保護施設
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条に規定する女性自立支援施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

（参考）医療機関・福祉施設が廃止された場合の管理者について

	都道府県	指定都市	中核市	その他
母子生活支援施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/> (児童相談所設置市)
児童養護施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/> (児童相談所設置市)
障害児入所施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/> (児童相談所設置市)
児童心理治療施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/> (児童相談所設置市)
児童自立支援施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/> (児童相談所設置市)
病院	<input type="radio"/>	—	—	—
診療所	<input type="radio"/>	—	—	<input type="radio"/> (児童相談所設置市)
保護施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
女性自立支援施設	<input type="radio"/>	—	—	—
障害者支援施設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—

※ 条例により、更に権限を委譲している場合も想定されることから、各都道府県管内で適切に連携いただきたい。

※こども家庭庁旧優生保護法補償金等に係る特設ホームページに通知掲載

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c0ba4960-afae-47db-a780-fe36f896616c/61fd6e6f/20250120_kyuyusei-hoshokin_law_22.pdf

- 1 旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方は、約2万5千人と見込まれており、被害にあわれた全ての方に補償を届けるという観点から、一層の周知広報が必要であり、都道府県においても引き続きご協力をお願いする。
- 2 新たに請求いただいた補償金等について、認定審査部会における審査の結果、優生手術等をした當時に障害があったことや、優生手術等を受けた際の状況・理由について補足説明が必要な場合があるため、引き続き都道府県においては、請求者の方への連絡や追加の情報収集等についてご協力をお願いする。
- 3 新しく補償金の認定請求をする方が、医療機関を見つけることが難しいということが理由で、診断書の提出ができないということがないよう、あらかじめ地域の医療機関に協力を求めるなど、特段のご配慮をお願いする。
- 4 請求者の情報入手方法として有効と考えられる、テレビ、新聞、都道府県・市町村の広報誌、施設・病院における広報の実施などについて、検討をお願いする。
- 5 旧優生保護法下において作成等が行われ、現時点で施設及び機関が保有している旧優生保護法に連した資料や記録について、保存期限を問わず、当分の間廃棄せず、保存を継続することをお願いする。